

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 規則

ページ

- 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【建設局公園緑地部公園管理課】 3
- 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則【建設局公園緑地部公園管理課】 4

### ◇ 告示

- 収納事務の委託（2件）【総務局総務部文書館】 5
- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請【環境局環境監視部環境監視課】 7

### ◇ 市選挙管理委員会

- 北九州市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示【行政委員会事務局選挙課】 11

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

城山緑地アーチェリー場の供用時間及び休業日を次のとおり定めることにしました。

- (1) 供用時間 午前9時から午後9時まで
  - (2) 休業日 12月29日から翌年の1月3日までの日
- この規則は、令和2年4月1日から施行することにしました。

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和2年3月23日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第13号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例  
の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和元年北九州市条例第13号）の施行期日は、令和2年4月1日とする。

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 2 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 1 4 号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例  
施行規則の一部を改正する規則

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（  
昭和 4 7 年北九州市規則第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「弓道場」を「弓場」に改める。

付 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市告示第68号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市史の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年3月23日

北九州市長 北橋健治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
公益財団法人北九州市芸術文化振興財団	北九州市小倉北区室町一丁目1番1号	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

北九州市告示第69号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、新修・北九州市史の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年3月23日

北九州市長 北橋健治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社積文館書店	北九州市八幡西区黒崎一丁目1番1号	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

北九州市告示第70号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を告示し、同条第3項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

令和2年3月23日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市小倉南区春ヶ丘10番1号  
独立行政法人国立病院機構小倉医療センター  
院長 澄井俊彦

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市小倉南区春ヶ丘10番1号  
独立行政法人国立病院機構小倉医療センター

(3) 設置される特定施設に関する事項

ア 種類、名称及び能力

種類	68の2号口 洗浄施設	68の2号口 洗浄施設
名称	洗浄施設（OER-2）	洗浄施設（OER-4）
能力	0.6m <sup>3</sup> /日	0.6m <sup>3</sup> /日

種類	68の2号口 洗浄施設	68の2号ハ 入浴施設
名称	洗浄施設①～③	入浴施設
能力	0.2m <sup>3</sup> /日・台	容量 1,450ℓ

イ 使用時間間隔、1日当たりの使用時間、季節的変動及び施設の設置年月日

名称	洗浄施設（OER-2）	洗浄施設（OER-4）
使用時間間隔	8時30分	同左

	～17時15分	
1日当たりの使用時間	5時間	同左
季節的変動	なし	同左
設置年月日	許可後	同左

名称	洗浄施設①～③	入浴施設
使用時間間隔	8時30分 ～17時15分	同左
1日当たりの使用時間	8時間	同左
季節的変動	なし	同左
設置年月日	許可後	同左

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの量及び汚染状態

名称	洗浄施設 (OER-2)	洗浄施設 (OER-4)
汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	通常 0.2 最大 0.5	同左
水素イオン濃度	6.8～7.4	同左
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 36 最大 150	同左
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 20 最大 100	同左
浮遊物質量 (mg/ℓ)	通常 19 最大 73	同左
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 5 最大 10	同左
りん 磷含有量 (mg/ℓ)	通常 1 最大 15	同左



六価クロム含有量 (mg/ℓ)	通常 ND 最大 ND	同左
--------------------	----------------	----

名称	洗浄施設①～③	入浴施設
汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	通常 0.1 最大 0.2	通常 2.9 最大 3.5
水素イオン濃度	6.8～7.4	同左
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 36 最大 150	同左
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 20 最大 100	同左
浮遊物質量 (mg/ℓ)	通常 19 最大 73	同左
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 5 最大 10	同左
りん 含有量 (mg/ℓ)	通常 1 最大 15	同左
六価クロム含有量 (mg/ℓ)	通常 ND 最大 ND	同左

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

当該特定施設から排出される汚水は、全て公共下水道へ排除するため、公共用水域への排出はない。

(5) 排水に関する事項

ア 排水口名 雨水口No. 1

イ 排水量及び汚染の状態

	設置前	設置後
排水の量 (m <sup>3</sup> /日)	通常 100 最大 150	同左
水素イオン濃度	5.8～8.6	同左

生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 5 最大 10	同左
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 3 最大 5	同左
浮遊物質量 (mg/ℓ)	通常 4 最大 8	同左
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 1 最大 2	同左
りん 磷含有量 (mg/ℓ)	通常 0.3 最大 0.5	同左
砒素及びその化合物 (mg/ℓ)	通常 0.05 最大 0.08	同左

備考 雨水口N o. 1から公共用水域へ排出される排水は、地下水濾過装置の逆浸透膜濃縮水の余剰水である。

## 2 縦覧の期間及び場所

### (1) 期間

令和2年3月23日から同年4月13日まで（日曜日及び土曜日を除く。）毎日午前8時30分から午後5時15分まで

### (2) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

## 3 意見書の提出要領

当該事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和2年4月13日までに前項第2号の場所に到着するように提出すること。

北九州市選挙管理委員会告示第2号

北九州市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月23日

北九州市選挙管理委員会  
委員長 富 増 健 次

北九州市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

北九州市選挙管理委員会規程（昭和38年北九州市選挙管理委員会告示第87号）の一部を次のように改正する。

第25条の3選挙課長専決事項の項第3号中「臨時的任用職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の3第1項その他の法令の規定により臨時的に任用する職員」に改める。

付 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。